

別紙

農業農村工学会農業農村整備政策研究部会 「農業農村整備政策研究(電子ジャーナル)」投稿要項

1. 投稿者の資格

投稿者は、1 人または複数人の連名(原則として 4 名を上限とする)とし、公募原稿および自主投稿原稿については、筆頭著者は農業農村工学会農業農村整備政策研究部会員とする。ただし、依頼原稿の場合はこの限りではありません。

2. 投稿原稿の内容および具備すべき条件

投稿原稿は、原則的に下記の条件に則していることが必要です。

- ① 多く部会員にとって有益であること。
- ② 報告する課題が明示され、それに対する記述が簡潔、明瞭で 1 編をもって完結していること。
- ③ 論旨がはっきりしていて、内容・表現等に誤りがないこと。
- ④ 難解な文章、特殊な用語などが使用されず、多くの会員に想定される知識によって理解できること。
- ⑤ 著しく商業主義に偏っていないこと。
- ⑥ 関連文献の引用が適切であること。

ただし、投稿原稿がすでに発表されている場合であっても、次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は投稿を受け付けますので、既発表の内容については、その旨を本文中に明確に記述して下さい。

- ① 依頼原稿であって、同一著者が、ほぼ同じ内容を他誌に発表(投稿中も含む)している場合でも、本誌掲載のため構成し直したもの。
- ② 個々の内容は既に発表されているが、それを統合することにより価値のある内容となっているもの。
- ③ 限られた読者にしか配布されない刊行物および行政資料等に発表されたもの。

3. 公募原稿の手続き

公募原稿はまず定められた期日までに下記の編集委員会事務局まで提出して下さい。採用の可否を編集委員会で判定し、投稿者に通知します。なお、研究集会で発表された場合には、その内容を元に原稿を作成して頂き、発表後 2 週間以内に編集委員会事務局に提出して下さい。

4. 原稿の書き方

原稿の書き方については、農業農村工学会誌「水土の知」の「原稿執筆の手引き」に準じ執筆し、学会 HP にある投稿票・内容紹介・本文 [Word] を提出して下さい。

ページは 6 ページ以下とします。<http://www.jsidre.or.jp/journal/>

5. 電子ジャーナルへの掲載と閲読

閲読は行いませんが、部会編集委員会が文意の明瞭さ、分かり易さ、誤字脱字などについて文言整理します。指摘を受けた執筆者は、修正の上、受領後 3 日以内に下記の部会編集委員会事務局まで返送願います。

6. 掲載された記事の著作権

投稿された記事の著作権(著作財産権, copyright)は、執筆者に帰属します。

7. 原稿料

原稿については、原則として、原稿料を支払いません。

8. 編集委員会事務局(原稿提出先及び問い合わせ先)

清水夏樹(京都大学学際融合教育研究推進センター)

TEL:075-753-6426

FAX:075-753-6451

E-MAIL:natsuki@kais.kyoto-u.ac.jp